

「みよたメール配信サービス」
登録2次元コード

詳しくは、「暮らしのカレンダー（裏表紙）」をご覧ください。



御代田町ふるさと納税住民活動応援事業支援金
令和7年度の事業を募集します

「御代田町ふるさと納税住民活動応援事業支援金」は、公共的な活動を行っている団体の皆さまが自ら創意工夫して企画したまちづくり事業に対し、ふるさと納税を原資として応援する制度です。

令和7年度の募集についての詳細や応募書類等は、町公式ホームページ内で検索していただくか、下の二次元コードよりご確認ください。また、企画財政課（役場2階13番窓口）にも用意してあります。

対象団体
町内に住所を有する者で構成する団体。

対象事業
○不特定多数の者の利益に繋がる事業（公共性）
○地域住民が協働し、「コミュニティ」の形成ができる事業（協調性）
○独自の発想や新たな展開が期待できる事業（独創性）
○波及効果や新たな展開が期待できる事業（独創性）

問い合わせ先
企画財政課地域振興係
(32) 3112



町ホームページ

町営住宅桜ヶ丘団地入居待機者を募集します

町営住宅桜ヶ丘団地は、現在空き部屋がありませんが、入居待機期間内に退去者があつた場合は、その住戸への入居待機者となるための、申し込みをしていただきます。

入居待機者申込受付期間
2月3日（月）～14日（金）

説明会・抽選会日時
2月28日（金）
午前10時から

場所
役場2階 会議室5

※抽選により、入居待機順位を決定します。

入居待機期間
4月1日（火）～9月30日（火）

申込資格
・2月14日時点で、町内に住所を有する方、または入居決定後町内に住所を移すことが出来る方
・現に同居している、または

連帯保証人
入居に当たり、町が定めた資格を有する連帯保証人を1名立てていただきます。

詳しい内容につきましては、お問い合わせください。
申し込み・問い合わせ先
建設水道課都市計画係
(32) 3129



2月納期の主な町税・使用料など（納期限までに納めましょう）

● 国民健康保険税 (9期分)	● 下水道使用料 (2月期分) 大口1月使用分、一般12・1月分
● 後期高齢者医療保険料 (8期分)	● 下水道使用料 (2月期分) 大口1月使用分、一般12・1月分 町営水道区域
● 介護保険料 (8期分)	● 農集排使用料 (2月期分) 10・11月使用分
● 保育料 (2月分)	● 個別排水手数料 (2月期分) 12・1月使用分
● 町営住宅使用料 (2月分)	
● 下水道負担金 (4期分)	

納期限

2/28 金曜日

お急ぎください！
町税の口座振替促進事業・推奨事業
終了のお知らせ

令和2年度から実施している町税の口座振替促進事業・推奨事業は、令和7年3月で終了します。

促進事業は、町税において初めて口座振替の登録をいただき、初回の引き落としができた方にフオカード500円分を贈呈するものです。推奨事業は、すでに口座振替により未納なく納付されている方を対象に抽選でフオカード2,000円分を贈呈するものです。

国民健康保険税の口座振替を検討されている方は、促進事業の対象に間に合います。

問い合わせ先
税務課収税係
(32) 3126

2月10日（月）
児童手当支給日 入金をご確認ください

令和6年12月分と令和7年1月分の児童手当を2月10日（月）に指定口座へ振り込みます。受給者の皆さまは入金をご確認ください。

支給額（1人当たり月額）
《3歳未満》
第1、2子 15,000円
第3子以降 30,000円

令和6年10月の児童手当の制度改正に伴い、「児童手当支払通知書」の送付は廃止となりました。

支払状況については、支払

令和6年度 新エネルギー導入奨励金

町では地球温暖化防止対策の一環として、電気自動車などを購入した方に、予算の範囲内で「新エネルギー導入奨励金（上限10万円）」を交付しています。申請期限が迫っていますので申請予定の方はお早めにご申請ください。

申請受付期間
3月31日（月）まで

交付対象設備
・クリーンエネルギー自動車（電気、天然ガス、水素、メタノールのみ）
・小型風力発電設備
・小水力発電設備
・天然ガスコージェネレーション設備

申請書添付書類
① 国・県等の補助を受けた書類の写し、交付額決定通知書の写し
② 設備の規格または仕様がかかる書類（設備のカタログ等）
③ 設備の設置費用に係る領収書の写しおよび内訳書
④ 設備の設置状況が分かる複数の箇所の写真
⑤ 設置場所の案内図
⑥ 町税の納税証明書（申請日より30日以内の発行日のもの）
⑦ 発電設備は想定される発電量および自家消費量が分かる資料

留意事項
・申請様式は役場窓口の他、町ホームページにて取得できます。
・領収書および車検証は窓口にて原本確認を行います。申請時に、原本を併せてお持ちください。
・本奨励金は予算の範囲内の交付になりますので、申請を予定されている方は予算状況についても事前にお問い合わせください。

問い合わせ先
町民課環境衛生係
(32) 3114

「みよたのルールを守りまじょう」

集積所の利用にあたっては、ごみの分別や指定袋に記名をして出していたくことをお願いしています。しかしながら、分別不備や無記名、時間外の集積所への搬入などにより、収集されずに集積所にごみが残されることがあります。ルールを守り、地域の皆さまできれいに使いまじょう。

また、御代田町で出たごみを他市町村の集積所に出したり、町内の決められた集積所以外の集積所に出すこと、集積所の外にごみ袋を放置することは不法投棄にあたるので、絶対にやめまじょう。

問い合わせ先
町民課環境衛生係
(32) 3114